



市 章

大津市公報

平 成 24 年 6 月 29 日
号 外 (第 36 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 規 則
 - 82 大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 訓 令
 - 18 大津市事務決裁規程の一部改正…………… 1

規 則

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 6 月 29 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第82号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項の表管理監の項の次に次のように加える。

行政改革推進監	政策調整部	行政改革の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
---------	-------	--

附 則

この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

訓 令

大津市訓令第18号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。
平成24年 6 月 29 日

大津市長 越 直 美

第 6 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 3 行政改革推進監は、政策調整部長の命を受け、行政改革の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、行政改革推進監は、政策調整部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

附 則

この訓令は、平成24年 7 月 1 日から施行する。